お知らせ

令和4年4月1日から建築基準法施行規則等の改正により、下記様式の記載事項が一部 変更になります。

主な変更の内容につきましては、下記をご参照ください。

記

- 1. 様式の変更について
 - ・確認申請書(建築物) 第四面 備考欄への記載事項 表 A に該当する階段のうち、屋外に設けるもの^{※1} が木造^{※2} の場合は、第四面【19. 備考】欄にその旨を記載することが必要になります。

<記載例>

【19. 備考】

令第121条の2の適用を受ける屋外階段が木造である

・建築計画概要書 第二面 18欄追加 定期報告が必要な建築物は、各特定行政庁のホームページ等でご確認ください。

<変更箇所>

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

□要□否

・中間検査申請書・完了検査申請書 第四面 備考欄への記載事項

表 A に該当する階段のうち、屋外に設けるもの**1がある場合、木造**2であるか否かを第四面備考欄に記載することが必要になります。また、木造である場合には、「階段に用いる材料の種類並びに階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する設計図書との照合内容、照合方法並びに照合結果」の記載も必要になります。

<記載例>

考

【木造以外の場合】

令第121条の2の適用を受ける屋外階段は、木造ではない

備【木造の場合】

令第121条の2の適用を受ける屋外階段が木造である

(階段)構成する部材:木材、構造:木造 (照合内容)防腐措置、材料耐久性、耐水措置、接合方法 (照合を行った設計図書)平面図、構造図、仕様書 (照合方法)現場目視、施工時検査記録、写真 (照合結果)適

- ※1 外気に開放されている部分があるもの ←[注意:床面積算定上の「屋外階段」とは異なります]
- ※2 仕上げ材等を除き、一部の部材(荷重を支える部分)が木材で構成されている場合も含む

表 A □法別表第 1(い)欄(1)頃~(4)頃に掲げ	る特殊建築物に設け	る直連階段
--------------------	-------------	-----------	-------

- □階数が3以上の建築物に設ける直通階段
- □採光上無窓の居室がある階に通じる直通階段
- □延べ面積 1,000 m²超の建築物に設ける直通階段

•建築工事届 第二面以降

不要項目の削除及び選択方法のチェックボックス化が主な変更になります。

<変更例>

<変更例>				
【2. 建築主】				
【イ.建築主の種別】	□(1)国	□(2)都道府県	□(3)市区町村	
	□(4)会社	□(5)会社でない団体	□(6) 個人	
【□. 資本の額又は出資の総額】□(1)1,000 万円以下				
□(2)1,000万円超~3,000万円以下 □(3)3,000万円超~1億円以下				
□(4)1 億円超~10 億円以下 □(5)10 億円超				

第二面「6. 一の建築物ごとの内容」について、2以上の用途がある場合は、「□. 用途」欄の「□多用途」にチェックを行った上で、最も床面積の大きい用途について(1)~(9)のいずれかにチェックが必要になります。また、複数棟建築する場合は、「□. 工事の予定期間」欄に建築物ごとの工事予定期間を記載することとなりますので、ご注意ください。

2. 変更の時期について

令和4年4月1日以降に確認・計画変更申請(建築物)、中間・完了検査申請を行う場合は新書式にてご申請をお願いします。

なお、現在事前申請中で「本受付」が4月1日以降になる場合は、申請書を差し替えて頂く必要がありますので、ご注意ください。また、建築工事届につきましては、確認済証交付後に特定行政庁に提出するため、令和3年3月31日以前にご申請いただいたものにつきましても新様式での提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

以上

九州住宅保証株式会社